

e L T A X (エルタックス) 導入のお知らせ

牟岐町では、平成23年12月19日から申告手続きにおける納税者の利便性の向上を図るため、地方税ポータルシステム（e L T A X : エルタックス）を利用した地方税の電子申告及び電子申請の受付を開始します。これにより、従来は紙で行っていた地方税の申告が自宅やオフィス、あるいは税理士事務所等のパソコンからインターネットを利用して手続きを行うことができます。申告の際には簡単・便利な電子申告システムをご利用ください。

1 利用できる税目と手続き

税 目	電 子 申 告	電子申請・届出
固定資産税 (償却資産)	<ul style="list-style-type: none">固定資産税(償却資産)申告書増加資産/減少資産申告 など	
法人町民税	<ul style="list-style-type: none">予定申告中間申告確定申告修正申告 など	法人設立・設置届出書、異動届出書
個人住民税 (特別徴収)	<ul style="list-style-type: none">給与支払報告書(総括表、個人別明細書)特別徴収に係る給与所得者異動届出書普通徴収から特別徴収への切替申請退職所得に係る納入申告書退職所得の特別徴収票及び源泉徴収票公的年金等支払報告書(総括表、個人別明細書)	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

ご利用時間帯は、8時30分から21時まで(土日祝・年末年始を除く)

2 e L T A X (エルタックス) とは

(社)地方税電子化協議会の運営する「地方税ポータルシステム」の呼称で、地方税における申告・申請などの手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。

3 こんなメリットがあります

申告書等を役場の窓口を持参・郵送することなく、インターネットで自宅等から簡単に行うことができます。

e L T A Xに参加している複数の地方公共団体の申告が、1回のデータ送信で行うことができます。

e L T A Xで送信する申告書等のデータ作成は、e L T A X用の無償ソフト「P C d e s k」で簡単に作成することができます。

e L T A Xに対応した市販の税務・会計ソフトで作成した申告データを利用できません。

4 e L T A X（エルタックス）を利用するためには

- ・ インターネットに接続したパソコン及びI Cカードリーダーが必要です。
- ・ 電子証明書（役場及び特定の発行機関や認証局が発行する電子的な身分証明書）が必要です。

税理士が関与する納税者の場合は、納税者の電子証明書は不要です。

- ・ 初めて電子申告される方は利用届出（e L T A Xをご利用いただくための手続き）が必要です。なお、利用届出の手続きは、e L T A Xホームページから届出していただくこととなります。

5 e L T A X（エルタックス）に関するお問合せ

e L T A Xホームページ <http://www.eltax.jp>

e L T A Xヘルプデスク : 0 5 7 0 - 0 8 1 4 5 9

（全国一律市内通話料金）

〒775 - 8570

徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7番地4

牟岐町役場 税務会計課

: 0 8 8 4 - 7 2 - 3 4 1 0